

## シラバス情報

授業方法	(講義)・実験・実習
系列	その他
科目名	自動車法規・検査
必修・選択	(必修科目)・選択科目
対象学科	一級自動車整備科・二級自動車整備科
年次学期・曜日・時限	2年前期・金曜日・1・2時限あるいは5・6時限
時限数	24時限(中間及び期末試験を除く)
担当教員名	吉田 哲也
実務経験	(有)・無 国土交通省に認証された事業場における自動車検査員として自動車関係法令を遵守した車両の保守・点検を行った経験を活かし、関係法令についての講義を実施する。
授業の目的	自動車整備士に必要な道路運送車両法の定義、自動車の定義、保安基準について講義を行う。
テキスト	①法令教本(公論出版発行)

### 授業計画

授業回数	テーマ	内容・方法等	使用テキスト範囲
第1回	道路運送車両法の定義 自動車の定義	法令で定められている道路運送車両、自動車について解説する。	①P17~20
第2回	自動車の登録	法令で定められている登録制度について解説する。	①P22~26
第3回	登録番号標、臨時運行、回送運行	法令で定められている登録番号標、臨時運行、回送運行について解説する。	①P26~36
第4回	保安基準(自動車の構造)	長さ、幅、及び高さなど法令で定められている保安基準について解説する。	①P121~131
第5回	保安基準(原動機及びシャシ)	速度制御装置やタイヤなど法令で定められている保安基準について解説する。	①P131~148
第6回	保安基準(車体関係)1	突起と回転部分など法令で定められている保安基準について解説する。	①P148~178
	中間試験	第6回までの授業内容に関する筆記試験	
第7回	保安基準(車体関係)2	運転者席や座席ベルトなど法令で定められている保安基準について解説する。	①P148~178
第8回	保安基準(公害防止装置)	近接排気騒音など法令で定められている保安基準について解説する。	①P179~195
第9回	保安基準(灯火関係)1	走行用前照灯など法令で定められている保安基準について解説する。	①P196~256

第 10 回	保安基準（灯火関係）2	制動灯など法令で定められている保安基準について解説する。	①P196～256						
第 11 回	保安基準（灯火関係）3	法令で定められている方向指示器の保安基準について解説する。	①P196～256						
第 12 回	保安基準（運転操作装置）	法令で定められている非常信号用具の保安基準について解説する。	①P257～273						
	期末試験	第1回～第12回までの授業内容に関する筆記試験							
到達目標	自動車整備士に必要な、道路運送車両法の定義の理解、自動車の定義の理解 保安基準の習得								
成績評価方法	平常点（小テスト、レポートやノートの提出とその評価、出席及び授業態度）、中間試験並びに期末試験を合算して行う。								
定期試験受験資格	開講された全时限に出席し、レポート・ノートの提出が完了している者。 欠席した时限がある場合は、補講も完了している者。								
成績評価基準	<p>成績評価は、期末試験の点数が40点以上を満足した上で、100点を満点とする 整数について、次の割合で行う。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>中間試験の点数</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>期末試験の点数</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>平常点</td> <td>30%</td> </tr> </table> <p>上記の割合によって学期末の評点が60点以上である場合、以下によって評価する。</p> <p style="text-align: center;">60～69点 = 可、70～79点 = 良、80～89点 = 優、90点以上 = 秀</p> <p>60点未満の場合、再試験を行い、試験点のみで60点以上のとき履修を認定し、成績は60点 = 可とする。</p>			中間試験の点数	30%	期末試験の点数	40%	平常点	30%
中間試験の点数	30%								
期末試験の点数	40%								
平常点	30%								
成績評価できない場合の基準	全講義を終了時点の出席率が50%を満たしていない場合、 又は、成績評価が60点未満の場合。								